

## 第 2 回検討会における主な議論

### <ガイドラインの内容>

#### 1. はじめに

- 体罰や暴言は、子どもの人権侵害であるということを記載いただきたい。
- 今回のガイドラインは、親を罰するためのものではないという明確なメッセージを出すべき。叩いたらすぐ逮捕されてしまう訳ではなく、理念法であるということは明確にするとよいのではないか。
- 「ガイドラインの対象」として、例えば保育や教育現場など、子どもと日常的にかかわる専門家の方たちも読み手として想定していただくことも重要ではないか。
- 親子というと、どうしても母親ということを想定しがちだが、父親やその他にも多様な在り方があることを念頭に置いた記載してほしい。

#### 2. しつけと体罰は何が違うのか

- 体罰の定義として、どんなに軽いものであっても許されないということが明確にされる必要がある。
- 大人が子どものためを思っている行為かどうかや、子どもにけががあるかではなく、行為そのものが不適切だという視点や、子どもの人権の視点からと、健やかに育つ権利が損なわれる行為であるというような捉え方も重要。
- 言葉による暴力も、体罰と同列で認められないことを記載すべき。
- 今後、具体的な内容を記載するに当たっては、条文を用いて子どもの権利をきちんと説明する必要がある。また、親が正しい方法だと考えてマルトリートメントをしてしまうこともあると考えられるため、その点は注意が必要。

### 3. なぜ体罰等をしてはいけないのか

- 「マルトリートメント」も脳への影響があるということ記載すべき。
- 逆境的小児期体験（ACEs）に関する視点も踏まえてはどうか。一方で、虐待の世代間連鎖ということだけでなく、虐待を受けても回復している人もたくさんいるため、その点に配慮した表現をしていく必要がある。
- 「大人の行動は子どもにとってのモデルである」という考え方を記載すべきではないか。子どもへの影響があることはもちろん、大人が体罰をするという行為そのものが、子どもにもそうやって人とかかわっていいということをもっと教えてしまっているのではないか。

### 4. 体罰等によらない子育てのための方策

- 怒鳴らないとすると、どうすればよいのかということ、明確にわかりやすく、すぐ実践できるようにしていく必要がある。
- 子どもの肯定的な姿や態度、行動に肯定的な注目をする、という内容を包括的な視点で記載してはどうか。
- 一人で抱え込まないために相談しましょうということとあわせて、親自身がりラックスできるとか、少し子育てから離れられるとか、そういった方策を盛り込んでいただきたい。
- 関係機関の現場での保護者への声かけや対応、啓発等も盛り込まれるとよい。

## <ガイドラインを踏まえての普及・啓発等>

### 普及・啓発等の手段

- 両親学級のコンテンツの中で、押さえるべきポイントとして、夫婦一緒に育てていましょうという点や、今回の体罰を使わないで子育てするという要素は必ず入れることとしてはどうか。
- 学校などで子どもや保護者等を対象に授業等を行う、アンケート調査等も行うなど、文部科学省等関係省庁と連携した横断的な取り組みが不可欠。
- 動画を作成してホームページに公開する等の取組が必要ではないか。また、親以外の人にも周知することが重要であるため、短いCMを流したり、電車の通勤時間にスポットで流す等の取組が重要ではないか。
- ホームページにQ&Aを設けるなど、こういうときはどうしたらいいのかというようなことに答えるような仕組みづくりが重要ではないか。

### 普及・啓発等の機会・タイミング

- 再婚時の親への子育て情報について、再婚の届け出を出すところで拾い切れていない。子どもがいる状態で親が再婚するという場合もあるため、再婚時の親への届け出時のタイミングでの周知方法を検討いただきたい。
- ライフイベントごとに情報提供ができるのではないか。例えば、妊娠中等の早い時期に体罰のことを言っても、あまりピンとこないため、むしろ例えば子どものいやいや期が始まって、いらいらし始めてしまうようなときの方が、よりタイムリーに届きやすいのではないか。また、7～8か月とか、離乳食講座に入れるなど、時期に応じていろいろ盛り込む内容を考えるというのも重要ではないか。スケジュールを押さえて何回か周知する機会が持てるとよい。
- 妊娠、出産期であれば、医療機関を通過するため、ここでのサポートや、パンフレット・リーフレットの配布が効果的ではないか。また、新生児訪問のときに保健師が体罰の兆候に関する情報を拾う機会がある。保健師や医療関係者に、気になる保護者の対応方法や体罰によらない子育て方法などのスキルが身につけられるとよい。

## その他の取組

- 調査、評価・検証が非常に重要。保護者だけでなく子どもにも体罰の実態について調査すべきではないか。
- 調査を実施するときには、国際的な質問項目（INSPIRE）も参考にしながら効果測定すべき。
- ハイリスクで優先的に手厚いサポートが必要な場合と、ひろば等のもう少し裾野が広い一般的なところでのサポートという両方の視点を持つべき。公衆衛生的なアプローチから、ニーズがあれば医療的なアプローチや治療というところにつなげていく体制が必要。
- 保護者支援プログラムについて、専門家養成に時間やコストがかかっているが、必要な方たちには費用をかけないで届けられるという仕組みをつくってきており、今後ヒアリングをしてもいいのではないか。

## <ガイドラインとその後の取組の関係>

- まず、ガイドラインでは、社会で共有される大きな枠組みを共有し、その後、いろいろな場面に落とし込んでいく形がいいのではないか。
- このガイドラインは初めて作成されるため、まずは一般的に今、子育てをしている保護者へのメッセージという形で大きく打ち出すのがいいのではないか。その先に、シングルの方、再婚家庭など、あるいは年齢別や発達障害のなどの対象別に波及させていくべきではないか。